

第5次小郡市総合振興計画後期基本計画策定に係るパブリック・コメント(意見募集)結果報告

1 意見募集期間

平成27年12月15日(火)から平成28年1月8日(金)まで

2 実施方法

第5次小郡市総合振興計画後期基本計画(案)を市ホームページ、市役所企画課、あすてらす、生涯学習センター、各校区公民館、のぞみがおか生楽館、小郡交流センターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3 意見提出者数(意見数)

1名(意見数1件)

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

| No. | 章・節 | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|-----------|--|---|
| 1 | 第5章 3節～9節 | <p>教育については、家庭教育・学校教育・社会教育の3つから成るとしてとらえることができる。この中で、家庭教育は、学校教育と社会教育両方に含まれると考えることが出来るため、教育を学校教育と社会教育としてとらえ、考えるべきである。</p> <p>このことから、学校教育と社会教育を明確にすべきであり、学校教育だけでは政策目標である「生きる力を育む教育と地域文化づくり」ということにはならないと考える。学校教育と社会教育を教育の両輪として考えるべきである。</p> <p>そのため、後期基本計画第5章について以下のとおり、改正されたい。</p> <p>現行の第5章の第3節「青少年教育」～第9章「交流」までを第3節「社会教育」と1つの節にまとめる。</p> | <p>学校教育と社会教育による教育のとらえ方については、ご意見のとおりと考えております。</p> <p>この教育のとらえ方をふまえての、章・節の改正については、基本計画の章・節は基本構想における施策の体系に基づき構成されております。基本構想については、社会状況の著しい変化や計画の進捗に大きな障害等が発生しない限りは、平成23年から平成32年の10年間継続して取り組んでいくものとしています。また、社会教育で1つの節にまとめたときに、節間の施策量に大きな差が生じることとなります。</p> <p>以上のことから、現在の社会状況をふまえた前期計画の検証及び節のバランスを鑑み、教育に係る章・節の構成については、現計画どおりとしたいと存じますのでご理解ください。</p> |